

熊本市立特別支援学校条例の一部改正について

熊本市立特別支援学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市立特別支援学校条例の一部を改正する条例

熊本市立特別支援学校条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

熊本市立あおば支援学校	熊本市中央区千葉城町5番3号	小学部	
		中学部	

第3条中「特別支援学校」の次に「(高等部に限る。以下同じ。)」を加える。

第6条第1項中「又は在学証明書」を「、在学証明書その他生徒の記録に係る証明書」に改め、同条第2項中「前項の証明書」を「同項の証明書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提出理由)

特別支援学校を新設する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。